

弾力的運用

弾力的運用に伴うカーフェー内運航の発生状況

	日付	出発/到着	滑走路		航空運送事業者等名	便名	出発地/目的地	離着陸時間	型式	航空機騒音インデックス	理由	
1	2026年8月22日	出発	A	北側	日本貨物航空	NCA108 (国際線/貨物便)	成田/ロサンゼルス (成田/香港/成田/ロサンゼルス)	24:16 (定刻10:05 ※機材繰りにより23:30出発予定)	B747-8	A	⑤	NCA108便と同一機材を使用する前々便NCA203D便が、管制からの出発規制及び、他社機のバードストライクによる滑走路閉鎖の影響で、出発が遅延した。また、折り返し便であるNCA202便も管制からの出発規制の影響で、遅れが拡大し、成田空港に22時07分に到着した。その影響でNCA108便は、玉突きで遅延が発生し、46分遅れて、24時16分に成田空港を離陸した。 ※時間は全て日本時間
2	2026年8月22日	出発	A	北側	エミレーツ航空	UAE319 (国際線/旅客便)	成田/ドバイ (ドバイ/成田/ドバイ)	24:22 (定刻22:30)	A380-800	A	⑤	UAE319便と同一機材を使用する前便UAE318便(定刻7時40分ドバイ発、17時35分成田着)は、管制機関による航空交通流量制限(フローコントロール)のため、出発が遅延し、4時間53分遅れて成田空港に到着した。その影響により、折り返し便であるUAE319便(定刻22時30分成田発)は、玉突きで遅延が発生し、1時間52分遅れて、24時22分に成田空港を離陸した。 ※時間は全て日本時間

- 【離着陸時間に関する特例の適用を受けることができる事由】
- ① 成田空港を目的地とする航空機が、出発地の空港等における台風、大雪等の悪天候又は急病患者、空港機能障害等の異常事態等やむを得ない理由により、遅延した場合の着陸

② 成田空港を目的地とする航空機が、飛行中の悪天候又は異常事態等やむを得ない理由のため、一旦他の空港等へ着陸したことにより、遅延した場合の着陸

③ 飛行中又は空港等における悪天候、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由のため遅延が発生し、その影響により、成田空港を目的地とする航空機に玉突き遅延が発生した場合の着陸

④ 成田空港を出発地とする航空機が、離陸した後、目的地の空港等における悪天候又は異常事態等やむを得ない理由により、引き返す場合の着陸

⑤ 上記の他、異常事態又は運航の安全確保等やむを得ない理由により、遅延した場合の離着陸